

○ 草の根パートナー型

2017年度第1回 採択内定案件

I. 提案事業の概要	
1. 対象国名	モンゴル国
2. 事業名	モンゴルにおける子どもの権利・保護法成立後の要保護児童支援制度定着化支援事業
3. 事業の背景と必要性	2011年の調査 (注1) によると、2~14歳までの子どもの46%が親や養育者から罰を受けた経験があり、その背景にある根強い体罰容認論の高さ(注2)が問題視されるようになった。これらの問題は、同国内の急激な都市化、市場経済化による貧困、社会的サービスの供給やインフラ整備の停滞等、複合的な要因があることが指摘されている。 2015年の「要保護児童支援制度の改善および強化支援事業」の開始以来、セーブ・ザ・チルドレンは、地方自治体に配置された多職種専門家チーム(MD T)の能力強化を進めてきた。事業の後方支援もあり、モンゴル政府は、2016年に東アジアで初めて家庭における体罰を含む子どもへの暴力を禁止する「子どもの権利法」と「子どもの保護法」の制定に続き、その翌年にはドメスティックバイオレンス(DV)撲滅法を制定した。人権擁護に立脚した法的基盤の整備が急速に進みつつあり、MDTの役割も同法に明文化された。そして次段階として、事業の成果を踏まえながら、ソーシャルワーカーを中心に医療、学校、警察、福祉行政などが連携を図り、子ども虐待の予防と対応における中核的役割を果たすことが改めて期待されている。しかしながら、残された課題として、DVやアルコール依存があるなど、より高いリスクのある家庭へのケース対応に必要な専門能力の強化、MDTのモニタリング体制の整備、多機関や地域間連携の更なる促進、予算措置等を含む制度全般の運用における改善などが抽出され、要保護児童支援制度の定着のために、対策を図る必要性が認識されている。本提案事業では、子ども、親や養育者、地域社会、また中央および地方行政との協働を踏まえ、子どもに対する暴力の予防と対応に関わる要保護児童支援制度を担う人材の能力と体制の強化を通じ、同制度の定着化へ向けた支援を行う。 (注1) モンゴル国家統計局、UNICEF(2010、2011): Multiple Indicator Clusters Survey (注2) セーブ・ザ・チルドレン(2015): Child Rights Situation Analysis
4. プロジェクト目標	要保護児童支援制度を担う政府機関(MDT, AFCYD,省)の人材の能力と体制が強化される
5. 対象地域	 ウランバートル市 9地域(既存6地域+新規3地域) アルハンガイ県 4地域(既存3地域+新規1地域) ドルノド県 3地域(すべて新規) <合計16地域>
6. 受益者層	【直接裨益者】多職種専門家チーム(MDT)メンバー128人、MDTメンバー以外の子どもの虐待予防・対応に関わる行政職員40人、親・養育者1,065人、子ども160人 【間接裨益者】親・養育者50,000人、地域住民10,600人、子ども44,225人
7. 生み出すべきアウトブット及び活動	<アウトブット> 事業対象地のMDTが子ども虐待の基礎的な対応ができるようになる。 事業対象地のMDTが、ハイリスクを抱える子どもや家庭への専門的な対応ができるようになる。 MDT、AFCYD等が「ポジティブ・ディシブリン (PDEP)」を普及できるようになる。 MDTが、地域住民とともに要保護児童支援に関する啓発活動をできるようになる。 国の要保護児童支援制度が定着するために、具体的な施策ができる。 MDT活動の質の向上を目的として、横断的、および縦断的な機関間連携が定着する。 活動> 「基礎研修」の実施 「ポジティブ・ディシブリン (PDEP)」プログラムの普及 社会啓発 政策提言 関係機関間の横断的・縦断的な連携強化
8. 実施期間	2018年9月~2022年8月(4年0ヵ月)
9. 事業費概算額	107,796千円
10. 事業の実施体制	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン・モンゴル事務所が、現地のカウンターパート機関(労働社会保障省、国家家庭子ども青少年開発局、法務省等)ととも に実施する。
II. 応募団体の概要	
1. 団体名	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
2. 活動内容	アジア・中東・アフリカ地域の14か国で主に教育、保健・栄養、防災事業等を通じて子ども支援を展開。日本国内においても幅広い子ども支援を実施。